

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（横井良隆君）

始まる前に、11番浅里周平君から本日の大治町議会臨時会の欠席届が出ておりますので御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成31年4月大治町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番折橋盛男君、6番後藤田麻美子君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会副委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営副委員長（林 健児君）

議長。

○議長（横井良隆君）

3番林 健児君。

○議会運営副委員長（林 健児君）

3番林 健児です。

本日午前9時30分より議会運営委員会を開会し、平成31年4月大治町議会臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしましたので御報告申し上げます。

○議長（横井良隆君）

お諮りいたします。

議会運営副委員長の報告どおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第19号専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第19号専決処分を報告し、承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により左記の事件を専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。平成31年4月10日提出、大治町長。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大治町税条例の一部を改正したものでございます。

主な改正内容でございますが、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の控除期間の3年延長及び軽自動車税の税率の特例の規定の整備など関係部分の改正を行ったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。先ほど町長から簡単に提案説明などいただきましたが、今回臨時会ということで議案説明会がございません。そこでもう少し詳しい説明を行政側に求めます。以上でございます。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

議長。

○議長（横井良隆君）

総務部次長兼税務課長、どうぞ。

○総務部次長兼税務課長（若山 進君）

それでは概要の方を説明させていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、平成31年法律第2号が平成31年3月29日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行された部分について改正したものでございます。附則第7条の3の2の改正につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成45年度まで延長する改正でございます。附則第10条の2の改正につきましては、地方税法の改

正により引用先の条項が変わりましたので項ずれの改正を行うもので内容の変更はございません。附則第10条の3の改正につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告について新たに規定するものでございます。なお、愛知県内では現在高規格堤防の整備計画はないと聞いております。

最後になりますが、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の税率の特例として重課及び軽課の税率の読みかえ規定となっております。軽課につきましては、平成29年度平成30年度及び平成31年度の読みかえ規定を平成29年度分を削りまして、平成30年度及び平成31年度分限りとする規定をするもので税率等の変更はございません。以上でございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第19号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第20号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第20号工事請負契約について。

平成31年3月29日、事後審査型一般競争入札に付した小学校空調設備整備工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成31年4月10日提出、大治町長。

本件の小学校空調設備工事の請負契約は、契約金額3億5100万円で株式会社トーエネックと契約を締結するものです。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。契約の中の工期についてでございます。契約の日の翌日から平成31年9月30日まででございます。当然、工期9月30日までに終わるということで、ただ、それより前に終わっても構わないわけですが、実際いつまでをめぐりにやられるのか。つまり工事は夏休みにかかるのか、夏休み前に終わるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○教育部長（福原多加志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部長、どうぞ。

○教育部長（福原多加志君）

今回の工事につきましては、今回の本会議でお認めいただいた後、詳細な施工計画書を詰めることとなります。事務局としてもできるだけ早く空調がつくように取り組んでいきたいと考えています。

○議長（横井良隆君）

他に。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

以前、中学校にお伺いしたときにやはり空調設備を早くつけるには夏休みの前にやる  
としたら土日にやるしかないということで、そうするとやはり教職員が誰か日直で残っ  
ていなきゃいけない。そういうふうに管理職の方が心配されておられました。

○議長（横井良隆君）

吉原議員。これ小学校費ですよ、中学校費じゃない。

○7番（吉原経夫君）

中学校に行ったときね。この間中学へ行ったときです。

○議長（横井良隆君）

中学校もありますよ、ちゃんと。

○7番（吉原経夫君）

ごめん、小学校か。ごめんなさい。だけれどどちらにしても同じことで、ごめんなさ  
い、ちょっと中学校、小学校勘違いしましたが、どちらにしても土日やる場合は教職員  
誰か、日直は残っていなきゃいけないとかそこら辺の体制等々はどうでしょうか。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第20号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、  
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第20号は、委員会の付託を省略することに決定いた  
しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立 全員]

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第21号工事請負契約についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

議案第21号工事請負契約について。

平成31年3月29日、事後審査型一般競争入札に付した中学校空調設備整備工事について、左記のとおり請負契約を締結するため大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成31年4月10日提出、大治町長。

本件の中学校空調設備整備工事の請負契約は、契約金額1億5552万円で株式会社トーエネックと契約を締結するものです。よろしくお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。先ほど小学校の工期についてお聞きしました。中学校の工期ですね、9月30日までということで、答えとしてまたより努力するというような答えが来るかもしれませんがお聞きします。いつまでの計画でやられるのでしょうか。

○教育部長（福原多加志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部長、どうぞ。

○教育部長（福原多加志君）

工期については9月30日までですが、できるだけ早く取りかかるようにしていきたいと思っております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。再び質問させていただきます。非常に教育委員会頑張っておられて、なるべく早くやるということはわかりますが、やはり暑くなるまで、せめて6月末までに工期を終えるという確約はできますか、できませんか。その点をお願いします。

○教育部長（福原多加志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部長、どうぞ。

○教育部長（福原多加志君）

今後、施工業者と詰めることになりますので9月30日までに工事を仕上げたいと考えております。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

ということは頑張ってやっていくということはよくわかりますが、6月、とにかく暑くなるまでに取りつけるという確約はできないということではないんですね。以上、確認をしたいと思います。

○議長（横井良隆君）

答弁必要ありません。

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開



○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。
お諮りします。

議案第21号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第21号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第6、同意議案第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（横井良隆君）

町長、どうぞ。

○町長（村上昌生君）

同意議案第2号教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

次の者を大治町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。平成31年4月10日提出、大治町長。

この案を提出するのは、三輪明広氏が平成31年3月31日をもって委員を退職したため、新たに杉戸江泉氏を大治町教育委員会の委員として任命するものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（横井良隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○7番（吉原経夫君）

議長。

○議長（横井良隆君）

7番吉原経夫君。

○7番（吉原経夫君）

7番吉原経夫でございます。提案理由にあるように、委員を退職されるとかわりの委員の任命が必要だということはよく理解できることでございますが、当然、3月の教育委員会の中で報告もあったと思うんですが、退職の理由ですね、そこら辺はどういうふうに聞いておるのでしょうか。

○議長（横井良隆君）

暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井良隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育部長（福原多加志君）

議長。

○議長（横井良隆君）

教育部長、どうぞ。

○教育部長（福原多加志君）

3月31日をもって一身上の都合により退職したものでございます。

○議長（横井良隆君）

他に。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

同意議案第2号は、会議規則第39条第3項により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横井良隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第2号を採決いたします。

同意議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立 全員〕

○議長（横井良隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで平成31年4月大治町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時19分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 横 井 良 隆

署名議員 折 橋 盛 男

署名議員 後藤田 麻美子